

子 発 0911 第 1 号
令和元年 9 月 11 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

児童虐待防止対策におけるルールの更なる徹底について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、児童相談所・市町村等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしており、また本年 6 月の北海道札幌市事案を受けて児童虐待防止対策におけるルールの徹底をお願いしているところであるが、鹿児島県出水市で 4 歳女兒が亡くなった事案を受け、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

下記にお示しした取組に限らず、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえた「新たなルールのポイント」（平成 31 年 2 月 28 日）でお示ししたルールのほか、「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知）、「子ども虐待対応の手引き」（平成 11 年 3 月 29 日付け児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）等にもご留意いただくようお願いする。

都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 号の規定に基づく技術的助言である。

記

1. リスクについての適切なアセスメントの徹底

- 転居や家族形態の変化、乳幼児が夜間の外出を繰り返すなどのリスクの高まりを示す徴候を的確に把握し、これを踏まえ、「一時保護決定に向けてのリスクアセスメントシート」の活用等により、リスクを評価すること。
- リスクが高い場合には、子どもの安全確保を最優先とする観点から、躊躇なく一時保護を実施すること。

2. 援助方針に沿った児童相談所の継続的支援と関係機関の間でのリスク情報共有の徹底

- 援助方針に基づき、定期的に子ども等の状況を確認し、児童相談所において進行管理（ケースマネジメント）を適切に行い、直近の状況を踏まえ、必要に応じて援助方針の見直しを行うこと。
- 児童相談所は、援助方針の内容を転居後の市町村と共有するとともに、児童相談所と市町村間で必要な情報を共有すること。

1. リスクについての適切なアセスメントの徹底関係

児童相談所運営指針（抄）

（平成2年3月5日付け児発133号厚生省児童家庭局長通知）

第5章 一時保護

一時保護の決定に当たっては、「子ども虐待対応の手引き」において示している「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」等を用いるなど、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には躊躇なく一時保護を行うこと。

子ども虐待対応の手引き（抄）

（平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）

第2章 虐待の発生を予防するために

2 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント

(1) リスク要因とは

② 養育環境のリスク要因

養育環境のリスク要因としては、家庭の経済的困窮と社会的な孤立が大きく影響している。また、未婚を含むひとり親家庭、内縁者や同居人がいて安定した人間関係が保てていない家庭、離婚や再婚が繰り返されて人間関係が不安定な家庭、親族などの身近なサポートを得られない家庭、転居を繰り返す家庭、生計者の失業や転職が繰り返される家庭、夫婦の不和、配偶者からの暴力（DV）等がリスク要因となる。

孤立した家庭は、子育ての情報を持たなかったり、情報にアクセスできない状況にあり、そのことがリスクをより高めると考えられる。

第5章 一時保護

4 リスクアセスメントシートによる一時保護の要否判断

(1) 客観的判断の必要性

保護の要否判断については、担当児童福祉司個人の判断であってはならず、所内会議等を通じた機関決定は無論のこと、できる限り客観的で合理的な判断をしなければならない。そのためには、系統的かつ専門的な情報収集と情報整理、そして情報評価が必要である。

具体的には、判断の客観性、的確性を高めるため、リスク度判定のための客観的尺度（リスクアセスメント基準）に照らし合わせて緊急介入の必要性や緊急保護の要否判断等を行うことにより、対応の遅れや判断の躊躇等を防止し、児童福祉の専門機関としての客観的な判断を行わなければならない。

表5-1 一時保護に向けてのアセスメントシート（抄）

④ 次に何かおこれば、重大な結果が生ずる可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シェーキング、道具を使った体罰、逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） <input type="checkbox"/> 性的行為に至らない性的虐待、（ ）	
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
<input type="checkbox"/> 新旧混在した傷、入院歴、（ ） <input type="checkbox"/> 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴（ ） <input type="checkbox"/> 保護者に虐待の認識・自覚なし <input type="checkbox"/> 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	

図5-2 一時保護に向けてのフローチャート

(解説) (略)

B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき→次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討

第13章 特別な視点が必要な事例への対応

7 転居を繰り返す事例への対応

(1) 転居事例での留意点

④家族構成の変化

離婚や別居、あるいは交際相手との同居、再婚、実家への転居など、転居に伴って家族構成が変化することはまれではない。家庭状況をアセスメントする際には、こうした変化を的確に把握することが不可欠である。

2. 援助方針に沿った児童相談所の継続的な支援と関係機関の間でのリスク情報共有の徹底

子ども虐待対応の手引き (抄)

(平成11年3月29日付け児企第11号厚生省児童家庭局企画課長通知)

第9章 在宅における援助をどう行うか

1 在宅援助の基本的考え方と方法

(6) 進行管理

②児童相談所が担当している在宅の虐待事例については、状況の変化等をフォローするため、すべてのケースについて、援助方針会議や児童相談所内で定めた進行管理会議あるいはスーパーバイザー等の進行管理によって、定期的に状況を確認し、所内での進行管理(ケースマネジメント)を徹底しなければならない。

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 (抄)

(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

○児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法について、転居先の市町村の要保護児童対策地域協議会においても引き続き支援を行うことや、必要に応じて児童相談所も同席の上、引継ぎを行うことについて、速やかに周知徹底する。

市町村子ども家庭支援指針 (抄)

(平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

第2章 子ども家庭支援における市町村(支援拠点)の具体的な業務

第3節 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務

11. 転居への対応

(1) (略)

ケース移管に当たっては、移管元の市町村は、支援を行っていた家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、移管先の市町村等と十分に連携を図ることが必要である。転居の場合、子どもへの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険が高いことを意識し、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこととし、できる限り移管先の担当者とコミュニケーションをとって詳細な調査の結果や判断を伝えるとともに、移管先の担当者の氏名やどのような内容を報告したのかを記録に残すべきである。さらに、必要に応じて、移管先の市町村等において移管先の児童相談所に引継ぎ状況の確認を行うこと。

また、移管元の市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、移管先の市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。その際、自治体間の認識の差をなくす観点から、移管先の市町村は、ケース移管後、少なくとも1か月間は移管元の市町村の支援方針を継続し、1か月を経過した時点で、移管先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針を継続するか否かを判断すること。